

679

特246

835

の 級 階 產 無 策 政 方 地 新



行發部版出黨衆大會社



0009357-000

特246-835

無產階級の新地方政策

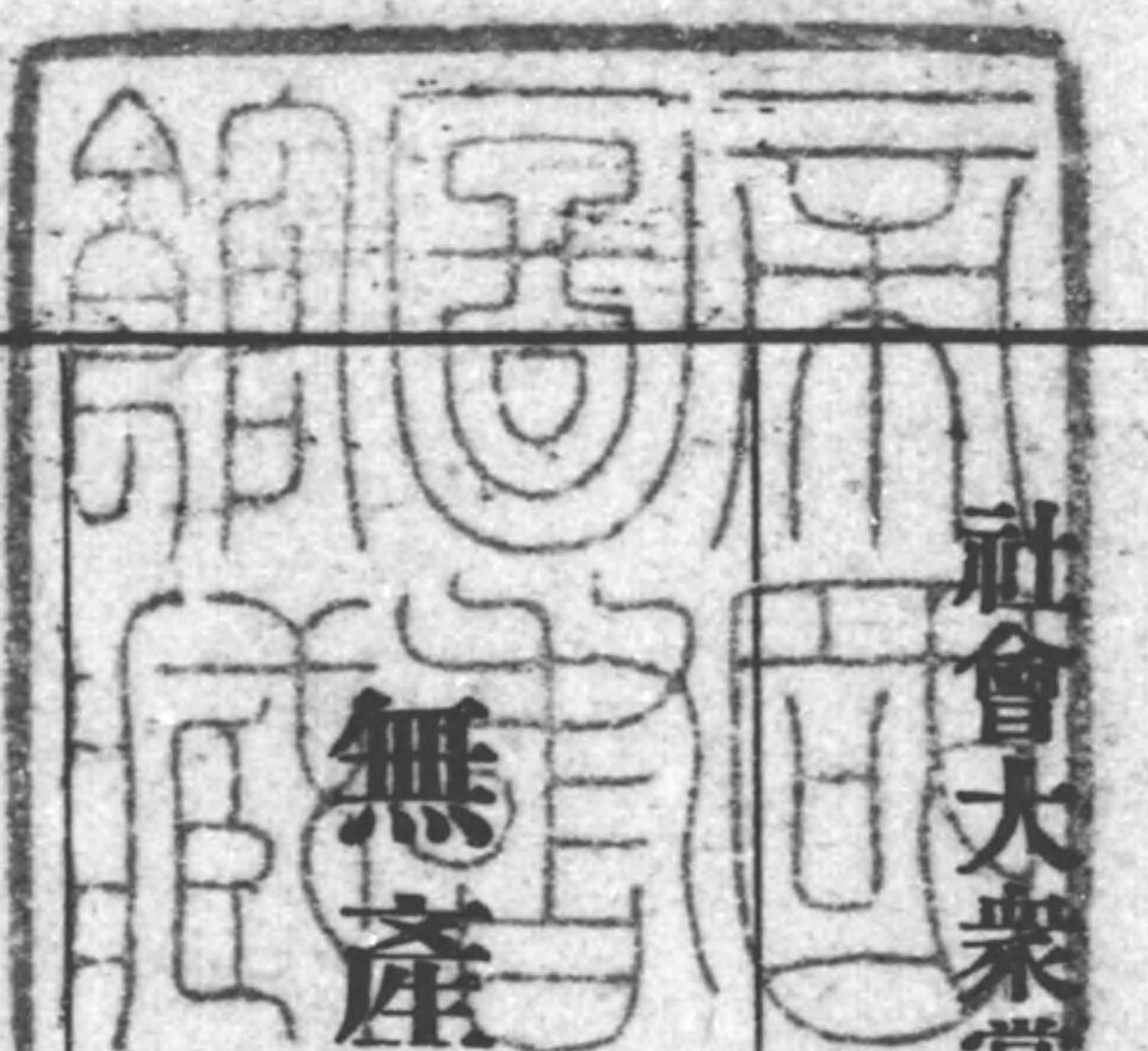
社会大衆党出版部・編

社会大衆党出版部

昭和10

ABI

特246
835



社會大眾黨パンフレット第六輯

無產階級の新地方政策

社會大眾黨出版部發行



まえがき

本書は、さきに出版された「地方財政は破産する?」の姉妹篇である。本書は、今日の日本の地方自治制の本質をば、できるだけ平易に解説することを目的として書かれたものである。したがつて、日本の自治制が、世界的に稀れに見る典型的な官僚主義的地方制の故に、その歴史過程をば「縣治條例」にまで逆り、こゝに官僚主義の根源をたづね、それから日本の立憲主義發達の線に沿つて取扱はれてゐる。その歸詰として、今日の地方自治制に對する全人民的な立場から、その對策が解明されてゐるのである。かゝる理由から、勢ひ地方制度並に稅制の根本的改革の基準をも平易に示されてゐる。特に日本における地方自治體全般の問題は官僚性の故に中央政權と直接に結び付いてゐるので、地方自治問題は地方的問題の意義は薄くむしろ中央政治における最も重要な問題に轉化してゐるといふことを正しく理解する必要がある。幸ひ本小冊子を通じてそれを理解していただきたい。

尙ほ、本書の附錄として「新選舉法の解説」を附加した。本書の全文は角田藤三郎氏の執筆を煩はし、附錄は三輪壽壯氏の執筆を煩したことと附言して置く。地方自治並に自治財政問題が、

ます／＼重大なる意義をもたんとするとき、この小冊子がその解明に役立てば幸甚である。

一九二五年七月

社会大衆黨農村委員會

無產階級の新地方政策

目 次

- 一、日本の地方自治制の正體……………一
- ▲人間解放と立憲主義……………一
- ▲フランス型・プロシヤ型立憲政治と日本の地方自治……………三
- ▲藩閥官僚は地方自治を如何に歪曲したか……………五
- ▲偽裝された外見的な地方自治制……………七
- 一、地方財政の破綻と地方自治體崩壊の危機……………十
- ▲資本主義的中央集權の官僚支配は地方自治を自滅さす……………一〇
- ▲地方財政は破産する……………三
- 三、崩壊の地方自治體と無產階級……………八
- ▲地方自治の崩壊は新官僚主義の地方支配の強化となる……………八

- ▲ 地方自治の官僚化に反対して府縣經濟會議を要求せよ……………二〇
- ▲ 社會的交付金制を確立して地方財政の破綻を救へ……………二一
- ▲ 地方獨立稅を廢止して大衆負擔を徹底的に輕減せよ……………二二
- ▲ 官僚化せる地方自治を大衆の自主的自治へ奪還せよ……………二三
- 結語 社會的交付金制の財源を何處に求むるや……………二四
- ▲ 無產階級の租稅政策は資本の蓄積過程の統制と制禦にある……………二五
- ▲ 総合財產稅を創設し稅制を三稅主義に根本的に改革せよ……………二六
- 〔附 錄〕 新選舉法の解説……………二七
- ▲ 衆議院議員選舉法改正要項……………二八
- ▲ 地方選舉制度の改正要項……………二九

以 上

無產階級の新地方政策

一、日本の地方自治制の正體

人間解放と立憲主義

人民が一定の土地に縛られて、移轉の自由もなく職業選擇の自由もなく、剩つさへ、高い年貢と重い賦役に苦しめられて、なんらの人間らしい取扱ひを受けることのできなかつた徳川期の、「切捨御免」の封建的專制支配から解放されたいとの希望から「尊王討幕」のストーランは高揚されて、慶應三年十一月九日を境界線として「御一新」となつた。世は擧げて「文明開化」に、世直ほりを期待した。チヨン醫はザンギリ頭に改められた。武士道精神は士魂商才に變つて來た。政治的には主權在民の自由・平等・博愛といふ曾ては一七八九年のフランス革命の指導精神が、澎湃として海を渡つて國內に侵潤して來た。「人間解放」の要求は、尊王討幕のストーランを強く支持して來た理想ともなつた。

ところで、この「人間解放」はイギリス・フランスのブルジョア革命も、また日本における

「御一新」も、その實は、商品を魂とする人間、士魂商才の新道徳に、利己的な利慾を求めてゆくブルジョア的人間のみが解放されるといふにすぎなかつた。西南戦争も終り、日清戦争・日露戦争と、それらを機縁に日本の資本主義が確立されるにつれて、農民・労働者及び全勤労大衆は、「人間解放」の最初の目的とは全く相反した方面に放り出されてしまつた。商品を魂とする人間以外は、自由・平等の権利も所有権不可侵の資本主義社会の法律原則の×××××されてしまつた。そして、商品を魂とするブルジョアの人間のみは商品の生産・販賣によつて、唯一途に自己の「致富」すなはち資本の蓄積に身をやつして來た。しかし、これらの「致富」を保護し増大せしめるためには、法律の制定が必要となつた。民法・商法が設けられた。また、それらの諸法律を作製し且つ運用するための政治組織が必要となつた。更にまた、それを統整してゆくための原則を定めて置く憲法が設けられねばならなかつた。かくて、明治二十二年（一八八九年）二月十一日には、憲法並にその附屬法典が發布されたのであつた。

この憲法に基き立法・司法・行政の三權が各獨立して、立法のために議會が設けられ、政治の運用、即ち行政はその議會の決定に則して行はれなければならなかつた。議會は人民の参加によつて成立しなければならなかつた。したがつて、憲法政治は議會政治であり、議會政治は民主政

治であると。これが資本主義社會における正常的な政治支配の形態でなければならなかつた。その故にかかる中央政治の議會政治に則して、各地方における府縣行政も、その地方々々で獨立した地方議會をもち府縣自治體並びに市町村自治體の政治が行はれなければならない。これが資本主義社會における、立憲政治の下にある地方自治の本來の姿である。

フランス型・プロシヤ型立憲政治と日本の地方自治 ところが、この立憲主義的議會制度には、所謂フランス型とプロシヤ型とあつて、フランスでは急進的なブルジョア民主主義的變革が徹底的に行はれたので、立法府たる議會は行政・司法の政府の執行權に對抗して、人民の立法權を完全に確保したのであるが、プロシヤにおいては、ブルジョアジーがウンケルの封建的專制主義と妥協し、ブルジョア的民主主義的變革を不徹底に終らしめたので、立法府たる議會は、官僚政治の附屬物として成立し、司法・行政の官僚政府の執行權の下に置かれ「貴族と官僚との内閣は、なるほど憲法上の形式をとつて政治せねばならなくなつたのではあるが、しかし、それは單に形式にすぎなかつた。」（エンゲルス）

明治維新によつて資本主義的に發展すべき途が開かれた日本においては、徳川の舊政權に代つて現はれた政權は「藩閥」の官僚主義政治であつたので、その束縛を断ち切るべく明治七年には

「民撰議院設立建白書」が舊參議たる江藤・板垣・後藤・副島等の急進派によつて、左院に提出され、これを推進力として自由民權運動が、全國的に起された。かくて「自由黨」の運動を中軸に地方地主・農村の商人・工業及び商業ブルジョアジーが積極的に參加し、他方では産業ブルジョアジー及び三菱の後援を得て「改進黨」が結成された。こゝにブルジョア的自由主義の「國會開設」要求運動は素晴らしい勢で全國を撃捲するに至つたのである。

この全國的に燃え上つた「國會開設」要求運動に對應して、それを制禦するために國會開設の基礎となる憲法を創案しなければならなかつた。伊藤博文は、その憲法調査のため明治十五年三月に渡歐した。そして主としてグナイスト及びスタインに、プロシヤ憲法について教示を受けて來た。歸朝後、伊藤等は、このグナイストの教示した「議院ニ餘リ多ク政權ヲ附與スルトキハ、議院に使役セラルベシ。財政上ノ事ノ如キハ、議院ノ全權ニ歸スルトキハ、政府ハ議院ニ養ハレ其使役ヲ受クベキモノナルベシ」（グナイスト）との豫算否決の場合における前年度豫算の踏襲を規定し、または「立法權ヲ盡ク、國會ニ付スルトキハ、事實舉ルベカラズ。故に××ノ布令ノ權ヲ十分廣ク取り置キ、國會ノ議ヲ經ズシテ、之ヲ發スルノ融通ヲ附ス」（グナイスト）との戒嚴・緊急處分・緊急命令、等々の可成り獨裁政治を××した憲法を草案したのであつた。したが

つて、日本の立憲主義は形式的に體裁を整へたところの外見的立憲主義である。それが證據に、立憲主義は必然に政黨政治を必要とするが、日本では明治二十二年二月十一日に憲法が發布されたけれども、同月十五日には、起草者の伊藤は「政黨政治否認の宣言」を發表した。また黒田首相は、その三日前に「超然主義確立の宣言」を發表してゐる。こゝにドイツのウンケル的國家主義の全貌がうかゞはれる。

かかる偽裝された立憲政治の基礎として制定されたのが、日本の地方自治制である。

藩閥官僚は地方自治を如何に曲したか かようによつて、歐化主義、殊に××××として中央政治運用の方針を樹て來た明治政府の官僚達は、その偽裝した外見的立憲主義の議會政治の基礎、すなはち下部組織として地方自治制を設けたのは明治二十一年（一八八八年）であつて、憲法發布の前年であり、山縣有朋が内務大臣の時であつた。しかし、それより以前、すでに日本ではその準備は成立してゐた。といふのは明治四年の「廢藩置縣」を通じて、同年十一月に「縣治條例」が布達された時に、もうプロシヤ型の地方自治制、即ち封建的な××政治の基礎ができるわけであつた。「廢藩置縣」で藩政から縣治に地方支配は移行し、村々の庄屋・名主は同五年四月に廢止されたけれども、彼らは從來の地位を保つて戸長・副戸長となつて徵稅・警察

の封建的支配の單位であつた五人組を存續せしめてゐたのである。かくて、明治八年六月の地方官會議では、地方民會は公選とせず「區長ヲ以テ民會ヲ編成スベシ」と決定し、地主・富農（舊庄屋・名主）に地方自治の發言權を與へることによつて、民權の政治的伸張を抑止したのである。それは取りも直ほさず地方自治權を官僚が掌握することであつた。

日本官僚の師であるグナイストは「日本ニ於テハ、細民ト貴族トノ權衡ヲ失セルガ如シ。昔ノ地頭ノ下ニ隸屬セシ農民ハ特立シタルガ爲メニ、却ツテ其結付ヲ弱メタリ。今、昔時ノ如ク、結付ヲ爲スコト必要ナリト云ヘドモ、地頭ノ關係ヲ昔時ノ如クスベキニ非レバ、只、之ヲ結付ル者ハ官吏ナリ」と說き、明治政府の官僚に、封建的支配組織に代るに吏僚組織を以てし、實際の政治の運用には「有司專制」の理論を教へたのであつた。日本特有の官僚主義政治と官尊民卑の思想は、こゝに原因するのである。

山縣有朋によつて制定された地方自治制の骨子は、グナイストの推奨によるプロシヤ・ユンケルの警察的・郡邑制、すなはち中央集權的官僚政治の地方支配組織であつた。したがつて、日本の「地方自治制」は、地方人民の自主性のない自治制が設けられたにすぎなかつた。それは、次に述べるような全く形式的な名目のみの自治制とならざるを得なかつたのである。

偽裝された外見的な地方自治 明治二十一年に、市町村制が制定されたとき、その理由書の中に「國內の人民各其自治の團結をなし、政府これを統一して、その機軸を執るは國家の基礎を強固にする所以なり、國家の基礎を固くせんとせば、地方の區割を以て自治の機體となし、その部内の利害を負擔せしめざるべからず」とあり、また、明治二十三年の府縣制の實施に際して發せられた上諭によれば「地方公共の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進し、隣保團結の舊慣を尊重し、更に益々これを擴張する」とある。前者の「市町村制理由書」と云ひ、將亦、後者の上諭の御趣旨を徹底せしむれば、これは完全なる地方民になる地方自治、即ち自主的自治が實施されなければならぬのである。然るに、すでに述べたように、明治政府は官僚主義政治を基調とした「有司專制」の府となつたので、彼等によつて實施された地方自治は、吏僚の地方支配組織にすぎなかつたのである。

若し、地方自治制の場合において、その自主性を尊重されたならば、全國的に劃一的な、統一された法律の狭い框の中に押し込められるものではない。地理的・自然的並に經濟的條件の差異文化水準の相違等に依つて、各その地方的條件に制約されて、地方自治の内容は區々となる。それは多かれ少かれ、中世紀の自由都市、若しくは古代の村落共同體の自主的性質を持つものとな

らざるを得ないのである。然るに、現在の日本のように、「府縣制」（明治三十二年）、「市制」及び「町村制」（明治四十四年）によつて、全國的に統一された法律的基礎の上に立つ自治制は、「自治體自らが自己の目的を有し、自己の事業をなし、從つてまた自己の會計をもつてゐるとは云へ、中央官廳の監督の下に置かれてゐる」といふ官治的自治とならざるを得なかつたのである。それは取りも直さず自主性のない形式的な自治であり、偽裝された外見的自治制度なのである。

『試みに豫算制度について見るならば、國家の法律が、その準據を定めてゐる。そして府縣にありては、縣知事がその調製者たるものとし、もし府縣會の議決あるも知事が之を違法と認めたときは内務大臣の指揮を求めて自ら豫算を作り得ることになつてゐる（所謂原案執行といふもの）。それのみでなく、國家は豫算の認可權の一部を留保し、且つ理事機關の申請にもとづき指揮を爲すことを得るといふことになつてゐる。市町村については、その自主權の範圍はやゝ廣汎であるが、市町村會がその豫算に對する發言權は多くの點において制限的である。また豫算形式その執行方法、決算等については大體國家の制度を縮小した形に準據せねばならぬことになつてゐる。かくて、一般的に云へば、日本の地方團體については官治的地方行政部分が極めて多く、その官治的部^分については順次に上級官廳に從屬的となつてゐる。かくて地方議會——府縣會と

市町村會の豫算議定權は、それ自體として自主的であるが、その基礎においては國家的であり、且つその固有の府縣又は市町村事務に對しても、その行使し得る範圍は極めて制限的であると云はねばならない』（大内教授）。

かように、日本の自治體は自主權を失つてゐる。地方議會は豫算議定權を持たないのみならず、知事は原案執行權をもつてゐる。地方民の總意が、假りに地方議員によつて地方議會に反映せしめられたとしても、知事といふ官僚の意思に反したものであつたならば實現は不可能となるのである。地方議會とは名目的な存在的價値をもつてゐるにすぎない。かゝる無權能なる地方議會の下に、更に地方自治體は獨立の租稅をもつても、稅源は國家に獨占され、課稅權は國法によつて非常に制限されてゐる。かくて、地方自治體は中央集權的官僚政治の地方支配組織と化し、地方人民の自主的な自治の片鱗だに止めしめず、しかも、かように地方民の口を封じて置いて膨大な地方行政の財政的負擔のみを重課する。そこに今日の地方自治崩壊の危機に導く根源があるのである。

二、地方財政の破綻と地方自治體崩壊の危機

資本主義的中央集權の官僚支配は地方自治を自滅さす

「對絶君主制の下に發達した官僚制度は——大内教授は云ふ——民權の發達の弱かつた國においては資本主義時代においても特別のイデオロギーをもちつゝけたが、近代において政治及び行政が政黨的又は技術的に專制化するに従つてそのイデオロギーが何等かの變質を遂げて復活したらしい。現代の所謂官僚主義はこれであり、それは社會的利害の解決を、専ら既存の法律の中に、特に上長官の解決の内に求める態度であり、またかくして得た結論を以て直ちに強壓的に無力なる人民に對する態度である。……そして幾十萬の官吏が有機的に統一せられて、一つの中央意志を體現する」かうした本質の上に置かれてゐる日本の地方自治は、それ故に、地方議會はあつても發案權も豫算の議定權もなく、單なる知事・市町村長の諮詢機關といふ無權能化してゐることを吾々は見て來た。しかし、かうした結果は全國的な割一的地方支配となり、その歸結はどうなつてくるか？吾々は端的に地方稅の負擔の地域的不均衡といふ事實によつて、その實證ができる。

東京	大阪	京都	神戸	横濱	福島	青森	秋田	宮崎	鹿児島
地一 方 人 稅 當	直 接 人 國 稅 當	直 接 人 國 稅 當	對 接 國 稅 當	對 接 國 稅 當	地 方 稅 當	地 方 稅 當	地 方 稅 當	地 方 稅 當	地 方 稅 當
一五・七五	一四・八三	一四・八三	一〇・七三	一〇・七三	一・三八	二・二一	二・三三	二・八八	一・九一
一三・六八	一一・九三	一一・五五	五・一二	三・九九	五・一	四・一〇	五・一二	五・〇七	一・八二
一一・九九	一一・三〇	九・七八	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一	一・九一
一〇・四〇	八・四五	八・四五	一・七一	一・七一	四・九四	四・九四	四・九四	四・九四	四・九四

すなはち、東京・大阪の如き資本主義的大都市を擁してゐる富裕府縣では地方稅負擔の國稅に對する割合が、却つて貧弱府縣である鹿兒島・宮崎・青森・秋田の僅かに五分の一にすぎないと

いふ逆な結果が示されてゐることである。こゝで見逃せない事實は、かゝる地方負擔の不均衡の原因についてある。それは勿論、さきに累述した自主性のない自治制の故に地方事情を無視されてゐるからである、この骨抜きにした制度が中央政治に對しては、どう云ふことに役立つてゐるのか？

それは資本主義國家の財政々策の根源に立ち歸らなければならぬが、今日の資本主義國家は、それ自らを維持するために巨大な官僚組織と巨大な軍事組織を必要としてゐる。そのために國家豫算の殆んど全部はそれに支出されなければならない。即ち昭和十一年度豫算二十一億圓のうち九億八千百萬圓、歳出總額の四割六分が國防費である。更らに政府に衣食するものに對して支拂はるゝ經費年額は約八億二千萬圓である（註）。

註 小川博士の研究によると（一）文官俸給一八二、二九二千圓、（二）武官俸給六二、四三五千圓、（三）兵の俸給一八、一〇三千圓、（四）雇員傭人職工給料三六一、一二九千圓、（五）旅費五八、三八二千圓。以上人件費總計六八二、三四一千圓。その他恩給費（恩給・扶助料・一時金・賞勵年金）の額一三七、三一七千圓。人件費總額八億一千九百六十五萬八千圓である。

すなはち資本主義國家を維持するための巨大な官吏及び軍隊に支出さるゝ費用・人件費のみに

て八億二千萬圓、加ふるに國防費九億八千萬圓、總額十八億圓が國家の政權保持のために支拂はるゝわけである。（註）。

註 こゝでは八千萬圓の軍人俸給が重複してゐるが、人件費は昭和二年度豫算であるから、その後の諸設備の擴大による増員を考慮すれば大過はない。

かように豫算總額の八一・三五%が非生産的費用として支出され、人民の文化費として生産的費用として支出される部分は、僅かに一八・六五%，二割にも及ばないのである。中央財政において「雀の涙」ほどしかない文化費は、當然の歸結として地方自治體が自治行政の形式をもつて、國家のなすべき内治行政の費用を負擔して、それを行はなければならない。こゝに中央集權的官僚の地方支配のカラクリがある。こゝに無權能な地方議會と府縣知事の原案執行權の存在する社會的意義があり、また前記の地方稅負擔の地方的不均衡の政治的原因がある。だが、かかる二つの權力作用は、それ自らの發展的な活動によつて、ます／＼地方自治體をして破産と崩壊に導くの矛盾の××であることを知らねばならぬ。

地方財政はなぜ破産する 吾々はすでに資本主義社會で人民の力の弱い國、日本のよう

なところでは、官僚制度が非常に發達して地方を支配するものだといふことを見極めて來た。その結果、二十二億の國家豫算の八割以上が、その官僚や軍隊及び國防のために消費され、文化費は「雀の涙」ほどだと云ふことを見て來た。そこで問題は、かう變化して來る。政府が行はなければならぬ内治行政と文化費の支出は、地方自治體が引受けることになる。その結果、驚くべき地方財政の膨張を招來して來たことを知らねばならぬ。

年 度	國 家 歲 出		地 方 歲 出	
	實 數	指 數	實 數	指 數
明治二十四年	八三、五五六	千圓	四三、八八一	千圓
昭和九年	一一一四二、五一八	一一五六四	一、八一五、三四八	一〇〇
			四、一三七	一〇〇

すなはち國家歳出の膨張割合は、約四十年間に一、五六四であるにも拘らず、地方歳出は四、一三七を示し、約二倍の激増を示した。云ふまでもなく、國家財政における膨張は國防費の著増と官吏群の激増によることは多言を要するまでもない。然らば地方歳出の膨張は、いかなる理由に因るものであるか？ それは日本資本主義の發達に伴ふ内治行政の擴充の結果に他ならぬ。

昭和九年度に於ける地方歳出總額十八億一千五百三十四萬八千圓であるが、當然に國家が負擔すべき内治行政費は、十億二千四百三萬七千圓、すなはち歳出總額の六一・〇%の多額に上つてゐる。これが同年度に於ける稅收入總額五億八千二百四十五萬七千圓に比すれば、約二倍の額に達してゐるのである。その結果、地方自治體は當然の借金政策を探らなければならなかつたのは、餘りにも當然なことであろう。すなはち、大正元年においては地方債總額は三億圓であつたが、昭和七年にはその約九倍の二十七億二千八百二十四萬九千圓に達し、大正元年には一人當五圓七十七錢にすぎなかつたものが昭和七年には一人當四十二圓三十三錢といふ巨額に上つてゐるのである。

かように、地方稅收入の一倍にも及ぶ巨額な内治行政費を、地方自治體に負擔せしめて來た結果、二十七億圓の借金が生じて來たのである。こゝで吾々が考へなければならないのは、地方稅收入が地方歳出の三分の一にも達せず、且つ内治行政費の二分の一にも及ばないと云ふことは、いまだに地方民に稅負擔の餘力が残されてゐるのではないかと。しかし、それには、次の數字が最も明白に雄辯に、今日の地方實情を示してくれる。

大藏省主税局第六十回統計年報書による國稅並に地方稅の滯納狀況によれば――

	國		府		縣		人員		人員		稅			
	人	員	人	員	人	員	滯納稅額	千圓	人	員	人	員	滯納稅額	千圓
昭和二年	五三五、二〇一	五一、二二三	八、八〇六、三一八	三二一、八四二										
同三年	五三四、一六四	五三、六四一	九、五〇九、三一九	三六、二七五										
同四年	五七九、九九〇	五〇、三四五	一〇、八五三、六三九	四二、九二七										
同五年	八七六、三七〇	五三、五二二	一三、〇一三、〇九八	五〇、一八二										
同六年	一一〇一、五六一	三八、一三〇	一五、四〇一、二四八	五一、三四九										

すなはち、國稅において百十萬人、府縣稅において一千五百四十萬人、計一千六百五十萬人といふ國民の大半數が窮乏の餘り國民の三大義務を餘義なく欠くの「不忠の臣」と化してゐる。しかも農村地方に行けば、十錢・二十錢の稅金が納められないといふ慘狀である。いま、その一例として東北の某村の實例を示すと――

稅目	稅額十錢	同三十錢	同五十錢	同一圓	同二圓							
田租	五	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
畠租	一三	五	二	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一
雜地租	六	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
宅地租	三	二	二六	二〇	三	一	一	一	一	一	一	一
計	二七	三一	三九	四六	一〇							

備考 雜誌「稅」九年十二月號・駒場氏「滯納に悩む農村」に據る

そうした結果から、昭和九年十月末において小學教員の俸給未拂總額は八十萬三千七百五十二圓の巨額に達し、その未拂町村が七百十一ヶ町村を數へてゐる。その最も多きは福島縣の百十六ヶ町村、岩手縣の七十四ヶ町村、栃木縣の六十七ヶ町村、宮城縣の五十九ヶ町村、山梨縣の四十八ヶ町村及び長野縣の四十六ヶ町村である。かように、今日では地方自治體そのものが行政制度と租稅制度との矛盾から、地方自治體の財政的な破産を促迫せしめて、ますゝ地方自治體の機能自らを喪失せしめて崩壊の過程を加速度に辿らしめてゐるのである。

註 地方財政の詳細な點については「地方財政は破産する?」の拙著を参照されたい——筆者。

三、崩壊の地方自治體と無產階級

地方自治の崩壊は新官僚主義の地方支配の強化となる

資本主義、特に今日の金融

資本の時代である獨占資本主義の時代においては、それが國際的並に國內的危機と結び付いて、官僚主義と軍國主義を××××××××××××××××××。曾てはロンドン軍縮會議によつてブルジョア財政政策も變化して、昭和六年の税制整理によつて固定價格の課稅方針から收益稅主義が採用され、ブルジョア自由主義の勝利を一挾して、軍事費の削減による地方民の負擔輕減が行はれた。だが、世界は再び、生産過剩と大衆の窮乏化といふ歐洲大戰の落し兒のために、世界恐慌の波にもまれはじめた。そして一九三〇年頃を契機として、第二の國際的戰爭の危機に逢着し、いづれの資本主義國家も、軍備擴張に狂熱的に與奮して來た。そのため文化施設と產業施設は犠牲にされ、農業恐慌の荒波に國內の農民大衆が飢餓的狀態に陥つた。しかし、帝國主義的財政はその徹底的な農村救濟手段に進まらず、辛ろうじて精神運動の限界に復古主義思想を吹き込むことで糊塗してゐるにすぎない。かくて、無力な自由主義者達の後退によつて、必然的に官僚的軍事的ファツシズムが擡頭して來た。既成ブルジョア政黨の中央政界における無力さは、た

人民大衆の支持を失ふばかりである。三井その他の巨大財閥の代表は、直接に××××××に政黨の手を借りずに參加して來た。日本における金融資本獨裁は、今日では無任所大臣として内閣審議會に參割し、その地位において官僚と軍事組織を直接に、彼らの××××××としてゐる。地方自治體は、それらの官僚達、舊封建時代の延長としてではなく、ブルジョア的な新官僚によつて、政治的にも經濟的にも支配されんとしてゐる。特にそれは産業組合運動を基點とする農村統制政策の上に顯著である。吾々は、かゝる新たな政治的情勢において、地方自治體政策を再考をしければならぬ。

それには先づ、吾々は今日の「ブルジョア的官僚支配の地方的支配の細胞化してゐる中央集權的官僚主義を打破し、自主的な×××地方分權主義の確立」こそが、現在の資本主義的官僚支配から全人民を解放し「國民的統一の眞實な政治組織」を創るものである。吾々は、今、このことを國民大衆に徹底せしめなければならぬ。この究極の目標に向つて、吾々の鬭争を押し進めてゆくために、いかなる事情があらうともこの今回の選舉戦を通じて、直接的な問題としてそれを取り上げ、その過渡的表現として「地方自治行政の大衆化」のスローガンを高揚し、具體的には、「府縣經濟會議の設置」が要求され、それが前面に押し出されなければならない。そして「地方

獨立税の廢止による地方民の負擔の徹底的輕減」と「社會的交付金制の確立」の三大政策に集中せしめて選舉闘争を、精力的に展開しなければならぬ。こゝにブルジョア政治制度に對する無產階級的制度の具體的表現があり、ブルジョア的租稅政策に對する無產階級的租稅政策の具體的表现があるので。

地方自治の官僚化に反対して府縣經濟會議を要求せよ 地方自治體は累述のように官僚の地方支配組織と化してゐる。政治は内治行政の刷新と農村統制政策の確立の見地から「高等課」を廢止して「經濟部」を新設した。前者はブルジョア政黨の「地方地盤の擁護のための機關化してゐたので、ブルジョア政黨の無力化した今日、その必要がなくなつたからである。然します（今後、地方的に必要なのは無產階級運動、その他の新興的勢力の運動取締りである。故に、地方行政刷新を唱へながら、「特高」のみを存置せしめることにした。更らに、「經濟部」の創設によつて商工・農林・水産・土木・土地收用・水陸運輸・水面埋立・小作爭議・度量衡等に關する事項を統括して經濟行政の資本主義的統一化が試みられてゐる。

この「經濟部」の必要は、資本主義的な農村經濟統制政策の確立といふことにある。政府が意氣込んで計畫した「農村經濟更生計畫」もすでに第四年次に達した。にも拘らず初期の成績が期

待できない。その最も大きな癌が帝農と產組の對立である。しかし、農村統制の基本條件は農產品販賣統制と農業經營の指導は產組に集中せしめるにある。かゝる理由から新產業組合主義の新官僚は、地方經濟行政を強制手段によつて統一しようと試みた。それがこの「經濟部」の新設である。しかも、この經濟部の活動は產組といふ民間團體の官僚機關を媒介體として、財閥・國家の巨大資本が農產市場獨占を目指しての活動を促進せしめつゝ、他方には副業の機械化、農村工業化による農村資本主義化を促進せしめるにある。これ明らかに金融資本と官僚の合作による農村資本主義化のスタッフとしての意義を「經濟部」がもつてゐることを示すものである。政治の官僚支配に因り切つた吾々が、經濟も官僚に支配されではたまらない。そこで、吾々は、かゝる官僚化に對して全勤勞大衆は自己の創意による府縣經濟行政の大衆的自治化を要求しなければならないことを強調する。この意味において、吾々は卒直に左の如き「府縣經濟會議」の設置を要求するものである。

◆ 府縣經濟會議要項

一、目的

(イ) 地方經濟再建のための具體的計畫の立案をなす。

(ロ) 本會議の決定事項は、府縣會に提出す。

(ハ) 本會議決定事項が、三度府縣會に提出されたるときは、可決すべき義務を負ふ。

(ニ) 本會議は府縣經濟行政を監視す。

二、性質

本會議は常設機關にして、知事の諮問機關たること。

三、構成

(イ) 學者、専門家、労働者、農民及資本家、地主團體中より知事の任命したるもの。

但し總員の三分の一を超ることを得ず。

(ロ) 勞働團體、農民團體、技術者團體、資本家、地主團體、同業組合、產業組合より互選したもの。(總員の三分の二)

(ハ) 總員は三十名とす。

四、機關

(イ) 本會議委員の任期を四年とす。

(ロ) 特別委員會の制度を設ける、

(ハ) 部門

社會事業委員會、產業勞働委員會、農業委員會、土木事業委員會、公益事業委員會。

社會的交付金制を確立して地方財政の破綻を救へ 地方財政破綻の根本原因は地方自治體に過重なる内治行政費を支出せしめてゐるところにある。しかし第一考えねばならぬことは教育費は國家が文化費として負擔し、且つ支出するの義務があるといふことだ。小學校教育は國家が國民に對する義務として實施しなければならぬ國民教育の基礎である。にも拘らず國家は自己の義務を×××、小學校經營を市町村の自治體に轉嫁してゐる。だから町村稅收入二億七十八萬五千圓のうち、小學校經營に支出さる額は驚くべく一億八千萬圓に達してゐる。今日の窮迫せる地方民は小學校經營のためにのみに地方稅を納めることになると云ふ譯だ。これでは産業の復興も生活の向上も期待できない。次に内治行政について考えて見る。土木・衛生・警察費は、前記の教育費と共に、當然に國家の行政費なるが故に國庫支出であることは理の當然だ。しかし、今日の制度はそれを拒否してゐる。更に産業費・社會事業費について見る。これまた國家支出とすべき性質のものである。すでに政府は商工業の發達のためには明治初年來、龐大な保護獎勵施設と巨額な補助金政策をとつて來た。地方農林產業に限つてのみ放棄しなければなら

ぬ理由はない。殊に産業施設は、今日の獨占資本の段階にあつては、断じて一地方事業ではない。かかる社會的理由より、吾々は産業施設のための「勸業費」の國庫支出を要求する。更らに、社會事業費については、敢へて多言を要すまい。今日の貧困・病苦は個人的・地方的事情によつて醸成されたものではない。したがつて防貧・疾病豫防・その他の社會的施設は地方的に責任を負はしむべきものではなく、今日の社會的組織の欠陥から生ずるこれらの對策・社會政策的諸施設は、當然に國家がその責任において負擔すべきものである。かゝる理由より、吾々は社會的事業費の國庫支出を要求するものである。

そこで、吾々は以上の諸費目、すなはち、教育・土木・衛生・警察・勸業・社會事業の各費目を内容とする『社會的交付金制の確立』を要求する。しかし、これに似而非なる主張が政府や政友會・國民同盟等のブルジョア政治家達によつて爲されてゐる。『地方財政補整交付金案』として僅かに一ヶ年に五千七百萬圓といふ目腐れ金を地方に支出して、今日の地方自治體の破産現象が防止できるとの考え方である。地方財政十八億圓のうち、その基本收入たる稅收入は僅かに五億圓だ。赤字の累積だ。然るに彼等は、僅少な五千七百萬圓でゴマかそうとしてゐるのだ。しかし、これでは全く意味をなさないではないか。殊に彼等がそれによつて小學校教員俸給金額と地

租半減を目的としてゐるのであるを思へば思ひ半ばに過ぎるものがある。

全人民大衆が要求しなければならぬ額は十億圓である。それは前述の社會的内容を持つてゐるからである。今、吾々はその要求内容を昭和九年度地方財政歳出を基礎として示せば左の如くである。

▲ 社會的交付金トスベキモノ費目(単位千圓)

	府	縣	市	町	村	計
教育費	一〇八、七六九	一一三、八五五	二〇五、四五七	四二八、〇八二		
土木費	一一一、四七一	九九、二六七	三三、一六二	二四四、九〇〇		
衛生費	一〇、七二一	八七、一〇三	一六、五〇三	一一四、三二八		
勸業費	六九、九一三	六、二七三	一八、六〇三	九四、七九〇		
警察費	八五、一一五	一	一	八五、一一五		
社會事業費	六、三二五	二三、八九二	一六、〇七二	四五、二八二		
合計	三九三、三一四	三二九、三九一	二八九、七九七	一、〇一二、五〇二		
歳出總額	四九一、三七七	八四〇、一一四	四六〇、一三九	一、八一五、三四八		

(註)——警察費以外の費目内容は次の如くである。

教・育・費——各種學校費、幼稚園費、教育委託報酬費、圖書館及文庫費等の教育關係の種目。

土・木・費——道路橋梁費、治水堤防費、用悪水路費、溜池費、水面埋立費、港灣修築費等

の土木關係費目。

衛・生・費——傳染病豫防費、傳染病院費、隔離病舍費、病院費、上水道費、汚物掃除費、屠場費、公園費、墓地費、火葬場費等の衛生關係の種目。

勸・業・費——家畜市場費、魚市場費、物產陳列館費、害虫驅除豫防費、獸疫豫防費、共進會、品評會費、產業獎勵費等の勸業關係の種目。

社會事業費——救助費、公設市場費、職業紹介所費、感化救濟費、託兒所費、保育所費、部落改良費、無料宿泊所費、公設食堂費、住宅建築費等の社會事業關係の種目

地方獨立稅を廢止して大衆負擔徹底的に輕減せよ 今日、地方稅の過重負擔の事實は、ブルジョア的政治家でも承認せざるを得ない狀態であるが、しかし、地方稅過重負擔の原因

は、既記の如き内治行政費の地方支出にあつたから、吾々は「社會的交付金制」の要求をした。そこで、その歸結として地方稅中の大衆課稅である惡稅は當然廢止されなければならないであらう。云ふまでもなく特別地稅は地租免除者に課されたものであり、營業稅は營業收益稅免除者に課されたものである。家屋稅は戸數割の代替稅であり、戸數割は人頭稅的總資力稅である、雜種稅の大半は大衆課稅乃至大衆に直接轉嫁さるべき惡稅である。いづれも無產者稅たることに變はない。(詳細について「地方財政は破産する?」を参照せよ)

そこで廢止しなればならぬ大衆稅はどの位であるか。昭和九年度地方財政歲入のうち稅收入五億九千三百三十三萬四千圓のうち大衆課稅は三億六千三百十六萬一千圓で、租稅收入の六一〇%を示してゐる。昭和九年度における大衆課稅を示せば左の如くである。

▲ 廢止さるべき大衆課稅 (單位十圓)

	府 縣	市	町 村	計
特別地稅	九、二〇二	七五	五、〇九六	一四、三七四
同附加稅	三九、一四七	四六、〇一三	一五、八〇六	一〇〇、九六六
家屋稅				

營業稅	七、一五三	三、六一三	三、六〇七	一四、三七五
同附加稅				
雜種稅	五一、九九八	二二五、〇六六	二二六、一六三	一〇三、一二八
同附加稅				
戶數割		一六、一六五	一一三、九六一	一三〇、一二六
合計	一〇七、六〇〇	九〇、九三二	一六四、六三三	三六三、一六一

官僚化せる地方自治を大衆の自主的自治へ奪還せよ　以上の主張を要約すれば、日本的地方自治體が、世界において稀れに見る典型的な官僚的地方支配組織となつてゐる。したがつて、地方稅制度においては獨立的な地方稅はあつても、それが復稅主義の故に、課稅權の基礎と限界は、中央政權に壟斷されてゐて自由にならない。かうした名目的な地方自治制の故に、今日の行詰りと破綻が來たのである。吾々は、前記の三大要求の實現に向つて、戦ふことのみが、この反動化せる官僚主義的地方制に對する唯一の政治的手段であると考へる所以である。

更らに、この吾々の指示した政治目標は、單なる地方議會に對する鬭爭題目に終らしめようとするものではない、その目標、この政策が帝國議會内部における吾々の鬭争と結合せしめられ、更らにそれが全人民大衆の廣汎にして強力なる支持があつて、初めて實現できるものだといふこ

とを知らねばならぬ。吾々は強き確信を以て、全人民大衆に訴へる！獨占資本主義時代は、國際的對立の激化と國內の階級對立の尖銳化により、必然的に政治機構は官僚組織と軍事組織を未曾有に成長せしめるものである。そしてそのため地方自治制は、ます／＼官僚化してゆくものである。これと精力的に戰ふことのみが全人民大衆に解放を約束する。来るべき府縣會選舉戦には、この政治的發展の見透しの上に立つて、以上の三大政策を中心に、次の諸政策の實現のために鬭争を開始しなければならぬことを強調する。

▲ 地方制度に對する政策

A、府縣行政に對する自治行政の大衆化のためには――

- イ、公民權を滿十八歳以上の男女に與へよ。
- ロ、府縣單一選舉區制の樹立。
- ハ、府縣會召集權を議員にも附與すべし。
- ニ、府縣參事會の廢止。
- ホ、出納検査に一般議員をも關與せしめよ。
- ヘ、府縣知事の一般公選。

B、社會的諸施設の擴充のためには――
ト、惡府縣令の撤廢。

イ、夜間無料中學校、女學校、職業學校の新設。

ロ、無料診療所、產院の擴充。

ハ、無料托兒所の公營。

ニ、學校舍の無料解放。

ホ、交通機關、瓦斯、水通、電氣事業の公營並に價格引下。

ヘ、府縣土木事業統制委員會を設置し勞働者、農民代表を參加せしめよ。

ト、生產資金の無擔保融資。

チ、工場法其他勞働者保護法違反の嚴罰。

リ、臨時工使用を嚴重に制限せよ。

ヌ、健康保險第一次審判に勞働者代表を參加せしめよ。

ル、農村支拂猶豫。

オ、公營住宅の新設擴充。

ワ、勞働者及び農村セツツルメントの創設。

▲選舉スローガン

府縣單一選舉制を樹立せよ

府縣經濟會議を設置せよ

國債利子二ヶ年間支拂を停止せよ

府縣大衆稅を廢止し社會的交付金制を確立せよ

生業資金の無擔保融資

各種社會的施設の擴充

農村支拂猶豫令の即時制定

結語・社會的交付金制の財源は何處に求むるや

無產階級の租稅政策は資本の蓄積過程の統制と制憲にある

曾ての科学的社會主義

義の創始者は、財政々策に對して鋭利な武器を吾々に與へてくれた。彼らは「もしも民主々義者が比例税を提議するならば、労働者は累進税の採用を要求しなければならぬ。もしも民主々義者自らが普通の累進税を提議するならば、労働者はその下では大資本が没落してしまふほど急速にその税率が増大するような租税を固守しなければならない。もしも民主々義者が公債の統制を要求するならば、労働者は國庫の××を要求しなければならぬ」と。更にまた、ロシア革命における新經濟政策の創始者は「租税政策は財産税、等々の直接的賦課により蓄積過程を統制するといふ任務を持たねばならない。この點において租税政策は過渡期におけるプロレタリアートの××政策の主要手段である」とも云つた。だが、吾々は、すつと以前から今日の日本における租税制度を、所得税・相續税・綜合財産税による三税主義に基く高率累進賦課を主張して來た。いまや、吾々は、この三税主義を具体的に實現しなければならぬ時期に到達してゐることを知らねばならぬ。然らば、この三税主義の實現とは何か？問題は唯だ一つ、綜合財産税の創設これである。

綜合財産税を創設し税制を三税主義に根本的に改革せよ　所得税・相續税はすでに設けられてゐる。勿論、賦課方法は累退率を示してゐるから、これを高率累進賦課に改正すべ

きは云ふまでもない。だが、こゝでは、かう云ふ方法を採れば赤字財政にも因らずに済むといふことだけを述べるに止める。しかも、それは曾てブルジョアジーの諸君によつて考案されたものに、筆者が少し手加減を加えて十八億圓の財源を生産することを示すに止める。

大正九年六月から同十一年七月までの間、税制整理のために臨時財政經濟調査會が設けられた。この調査會の「税制整理改革の第一案」に「一般所得税ヲ中権トシ、別ニ一般財産税ヲ創設シテ之レガ補充税タラシメ」云々の答申があつた。その答申によると次のような計算から、課税財産二百六十九億二千萬圓に對し、一億三千四百萬圓の一般財産税が創設されるといふのであつた。課税財産價格及び稅額を示せば次の如くである。

▲ 調査會案の一級財產稅內容（單位千圓）

種類	課稅財產價格	稅額
土地	一〇、一二三六、一八六	五一、一八〇
建物	三、一八三、一〇三	一五、九一六
山林の立木	五一八、六八五	二、五九三
山	四八〇、九六一	一一、四〇四

船家機械器料	八〇、三二七	四〇一
蓄品	六九、八二二	三四九
地社債	四二、七三三	二二三
地債	二六、七〇八	一三三
銀債	二六、四八四、〇五六	一二、四二〇
行債	三五六、七二一	一七八三
通債	一四〇、六七〇	七〇三
貨幣	一一八、三三〇	五九一
金	二、一五四、六八二	一〇、七七三
預	五六、三六四	二八一
貨	六、九六〇、九九三	三四、八〇四
幣	二六、九一〇、四四一	一三四、五五二

株式其他の法人投資

計

備考 土地建物山林の土木に就てはその價額の四分の一を控除して課税す

稅額は平均率千分の五を以て算出

今、試みに昭和五年度における内閣統計局調査による「國富調査報告書」を見ると、大正十一年の「一般財產稅」の課稅財產と内容を略同一にしてゐるから、それを基準として吾々の計算を進めよう。昭和五年の國富總額は左の如くである。(單位百萬圓)

	昭和五年	官公有	私有	五年内譯
國富總額	一一〇、一八八	一八、一〇五	九二、〇八三	
土地	四一、〇八一	四、五三七	三六、五五四	
山	六、五〇〇	五	六、四九五	
樹木	三四三	三四二	一	
海湖川及港灣	六、七〇七	二、六六二	四、〇四五	
建築物	三四二	二、一一一	二〇、七三二	
家具及家財	一一、四七三	八六四	一一、六〇九	
製造工業機械	一、八〇九	一四五	一、六六四	
家畜及家禽	三四六	二四	三三三	

鐵道及軌道	三、五九八	二、八四四	七五四
諸車	六六〇	三六四	二九六
船舶	二、〇六〇	一、〇五八	一、〇〇一
橋梁	三五三	三四七	六
水道設備	四八三	四八三	
農林工產	五、四五七	二八九	
水餃工產	九一七	五、一六八	
貨幣及金銀地金	一、九〇五	九一七	
各省財產	一九九	一、六九九	
電氣及瓦斯供給設備	一九六	九一七	
電信及電話設備	三	一	

すなはち、昭和五年度における國富總額は千百一億八千萬圓である。うち綜合財產稅の課稅對象となるべき私有財產は、國富の八三・五%に當る九百二十億八千萬圓である。ところが、大正十一年の調査會では、右の國富計算の項目の外に公社債・銀行預金が加算されてゐたから、更らにモット巨額に達すべきことが想像できる。だが、今假りに、前記の一般財產稅では「家族ノ財產ヲ合算シテ其ノ總財產價格一萬圓未滿ノ者ハ免稅者」としてゐたので、こゝに加算されてゐない公社債・銀行預金を免稅者の所有財產に相當するものと假定して、平均千分の五の財產稅を賦課したとすれば四億六千四十一萬圓の財源が浮んでくるのである。

ところで、ドイツでは一九二三年一月一日から「帝國財產稅」を實施した。その内容は二類からなつてゐる。一つは常的財產稅で稅率は千分の一から千分の十までの累進制をとつたのであるが、それに對しに同時に財產稅附加稅が設けられ常的財產稅の百分の百乃至百分の二百の高率累進賦課を採用したのである。之に對しては、たゞ生活維持に要する三ヶ月間の費用は控除されることになつてゐた。吾々は、いま假りに、ドイツのこの高率な賦課に倣らないとしても、わが國の現行地租並に資本利子稅の賦課率に準じて百分の一を課稅するとしたならば、十八億五千六百萬圓の新財源を創出することができるるのである。

勿論十八億五千六百萬圓の綜合財產稅を創設すれば、現在の地租及び營業收益稅は廢止しなければならない。其額は昭和九年度において地租五千八百二十六萬五千圓、營業收益稅四千四百二十二萬五千圓、計一億二百四十九萬圓である。結局十七億圓五千四百萬圓の新財源が浮び出るわけだ。吾々が、さきに十億圓の「社會的交付金制の確立」を要求したが、それを實施しても尙ほ七億圓の剩餘が國庫の奥深く藏されることになる。

ブルジョア財政の建前は負擔の均衡にある。して見れば、何等の不公平なくして、以上の新財源のあることを全人民大衆は理解すべきである。たゞそれが、ブルジョアジーは利己的な人間の集團である。この綜合財產稅の創設を彼等が拒否してゐるのだ。曾てのドイツの非常時には、さきに示したように財產稅を創設したので。日本も非常時だ。ブルデュアジーがこれを拒否するならば、吾々は國家・國民的見地に起つて、これを實現せしめねばならぬし。また全人民大衆の力で獲得しなければならぬ。こゝに、新たな無產階級的國民的租稅政策の重大なる政治的意義があるのだ！

戦へ！ さらば勝利は汝の手に歸す！

衆議院議員選舉法改正要項

昭和九年第六十五帝國議會を通過して法律となつた改正法の要點を左に摘記する。

一、演說會の公營

所謂選舉公營は改正法では原則的には採用されず部分的な公營として演說會の公營と選舉公報といふ選舉文書の公費發行だけが採用された。「公立學校その他勅令を以て定むる營造物の設備」において開催する演說會に付て一定範圍の（照明、演壇、聽衆席等演說會開催のため必要な最少限度の）設備を公營し、各議員候補者はその設備毎に一回づゝの演說會を國庫の負擔によつて開くことが出来る。然し公營の場合でも私費で施設を附加すること例へば暖房の施設をなし照明をより明るくする事は差支なしとされる。

申請は候補者がなすを以て原則とし、此申請があれば公立學校や公會堂、議事堂等の管理者は必ず之に應じなければならぬ。申請の期限は使用する日の前日迄になさねばならぬ。而も其使用の日の前日までに公營の爲納付すべく豫め定めこれを所謂公營費用を納付しなければならぬ。之を納付しなければ公營は許されないことになる。

二、選舉公報の發行

選舉公報は總選舉毎に一回之を發行する。（補欠選舉等の場合は發行せず）。之は選舉區毎に發行するが、特別の事情ある選舉區又は選舉區の一部では發行しないことがあるが、それは内務大臣の命令により定る。選舉公報は候補者の政見等を掲載するものであつて、此政見等の掲載

を受くる爲には候補者は地方長官の指定する期日までに其の掲載文を地方長官に差出さねばならぬ。その掲載文は三千字以下でなければならぬから、若し三千字を超ゆるときは中途から打ち切られてしまふ。地方長官は掲載文を原文のまゝ載せなければならぬが、然し安寧秩序を紊乱又は風俗を害すると認むるときは内務大臣の指揮を謂ひ、又その暇なきときは獨斷にて掲載を禁止することが出来る。公報は各候補者の分を綴らずして一括して郵送してくれることになつてゐる。

三、選舉事務所と選舉運動者の數

- (1) 選舉事務所 従來議員候補者一人に付七ヶ所までは許されたものを改正法は原則として一ヶ所とし、交通至難の情況ある選舉區に限り二ヶ所迄設置し得ることとした。
- (2) 選舉委員 選舉事務員と區別したる舊法の規定を改めすべて選舉委員とした。舊法では兩者合せて五十人を限度とし、從來選任を幾度も變更したのを改めて「その異動ありたる場合と雖も通じて五十人を超ゆることを得ず」とした。
- (3) 機械的労務者 舊法には規定がなかつたのを改正法では選舉運動の爲め使用する労務者と規定して選舉事務長が選任することゝし、其數は候補者一人に付一日三十人を超ゆることを得ないことゝなつた。右の労務者は選舉委員の如く届出を必要としないのであるが、之と同様届出を要さずして機械的労務を提供し得るものとして、「議員候補者と同居する親族、家族又は常備の使用人」を認めた。此機械的労務者は「議員候補者何某労務者之章」と書いて警察署で検印した徽章を見易き個所に著用してゐなければならぬ。此徽章の検印

を受け着用せしむることは選舉事務長の責任であるから違反すると五十圓以下の罰金又は科料に處せらるる。

四、選舉運動の制限

- (1) 届出前の選舉運動の制限
演説、推薦状の運動は届出の前後を問はず許されたものと解されてゐたが、改正法では「選舉運動は届出ありたる後に非ればこれをなすことを得ず」とした。
- (2) 第三者運動の制限
從來第三者の演説又は推薦状による運動は無制限に許されたのを改正法の施行令で左の如き制限が加へられた。
イ、選舉人に戸別訪問をなし又は連續して個々の選舉人に對し面接若しくは電話による通話をなすことを得ず。
ロ、演説會告知の爲めにする場合を除くの外新聞紙又は雑誌を利用することを得ず。
ハ、演説又は推薦状による選舉運動をなすには強て議員候補者又は選舉事務長の承諾を求むることを得ず。
- (3) 演説會の辯士制限
選舉演説會に出演し得べき者は一の演説會に付四人を超えてはならぬ。議員候補者又はその代理者が出演しない演説會では辯士は三人を超えてはならぬ。此の制限を超えると三百圓以下の罰金に處せられる。處罰を受ける者は制限を超過した場合例へば五人目に出演し

た辯士である。

既成政黨の無産黨候補に對する言論封じの意地の悪い立法の現れである。

五、選舉費用の低減

所謂法定額は從來選舉區内の有權者數を議員定數を以て割つて得た數を四十錢に掛けて得た額といふことであつたが其四十錢を三十錢に減額したので同一選舉區で有權者が以前も今も同數だと假定すれば從來の四分の三の法定選舉費用となるわけである。此の法定選舉費用を超過したときは候補者の當選は無効になることになつてゐるが、既成政黨候補者で此の制限を守つて居る者は殆んど皆無といつてもよいであらう。

六、買收犯罪の刑罰加重

イ、投票買收行爲には從來「二年以下の懲役若は禁錮又は千圓以下の罰金」であつたのを二年以下二千圓以下と加重した。

又選舉運動者自身の收得に歸せしむるでなく選舉運動者をして他人を買收せしむる爲之に對し金錢又は物品を交付する行爲は從來處罰を免れたが改正法はかかる選舉ブローカーの行爲を前同様處罰することとした。のみならず選舉事務に關係ある官吏吏員警察官吏が此種の犯罪行爲をなしたるとき四年以下、三千圓以下と更に刑罰を加重することとした。

■、選舉ブローカーの嚴罰

從來なかつた選舉ブローカー嚴罰の規定を認可（第百十二條の二）多數の選舉人又は選舉運動者に對する買收行爲、買收請負行爲及び常習者の買收行爲を特に重くして罰金でなく

すべて體刑を科することとなり、而もその體刑も五年以下の懲役又は禁錮とした。

ハ、議員候補者又は當選人に對する買收犯罪從來の「三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金」を加重して四年以下、三千圓以下とした。

選舉事務に關係ある官吏吏員警察官吏の此種犯罪を五年以下の懲役若は禁錮又は四千圓以下の罰金とすることを新に規定した。

ニ、選舉の自由を妨害する罪の加重

第百十五條は選舉の自由を妨害する各種の行爲を處罰することを規定してゐるが三年以下の懲役禁錮二千圓以下の罰金を前同様四年以下、三千圓以下と夫々改めた。

ホ、官吏吏員の職務懈怠又は職權濫用に因り選舉の自由を妨害する罪及び官吏吏員が投票の秘密を侵さんとする罪。

第百十六條は「選舉に關し官吏又は吏員其の職務の執行を怠り又は其の職權を濫用して選舉の自由を妨害したるときは三年以下の禁錮に處す」とあつたのを其三年を四年と改めた外職權濫用を例示して「正當の事由なくして議員候補者、選舉事務員若は選舉委員に追随し、其の居宅若は選舉事務所に立入る等其の職權を濫用し」と説明したことである。所謂選舉干渉の防止規定である。

投票の秘密を侵さんとする罪「三月以下の禁錮又は百圓以下の罪金」を六月以下三百圓以下と加重した。

其他罰則中若干の改正があるが省略する。

七、連座規定の改正

改正前の第百三十六條は「當選人其の選舉に關し本章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるときは其の當選を無効とす、選舉事務長第百十二條又は第百十三條の罪を犯し刑に處せられたるとき亦同じ。但し選舉事務長の選任及監督には相當の注意を爲したるときは此限に在らず」といふのであつたが、夫れを或程度擴張し、新に選舉事務長に非ずして事實上選舉運動を總括主宰した者が買收犯罪により刑に處せられたときも場合により當選人を失權せしむることにした。改正せられた法文を左に掲ぐる。

第百三十六條 當選人其の選舉に關し本章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたるときは其の當選を無効とす。選舉事務長又は選舉事務長に非ずして事實上選舉運動を總括主宰したる者第百十二條乃至第百十三條の罪を犯し刑に處せられたるとき亦同じ。但し選舉事務長が刑に處せられたる場合に於て當選人が選舉事務長の選任及監督に付相當の注意を爲したるとき又は選舉事務長に非ずして事實上選舉運動を總括主宰したる者が刑に處せられたる場合に於て當選人が選舉事務長に非ずして事實上選舉運動を總括主宰したる者なることを知らざりし時若是其の者が當選人の制止に拘らず事實上選舉運動を總括主宰したる者なるときは此の限に在らず。

規定は綿密であるがそれは脱法行爲が出来る様に周密の注意がなされて居ることを注意すべきである。但書は此條項の主眼とする買收による當選を排除せんとする趣旨を全く抹殺没却した結果によるのである。かゝる但書の挿入を死守する既成政黨は度しづき哉といはざるを得ない

然し茲に此死に瀕する法を生す唯一の活路が開かれてゐる。曰く第八十四條第一項の改正による検事の附帶訟訴権の確認である。検事は選舉事務長又は選舉事務長に非ずして事實上選舉運動を總括主宰したる者で買收犯罪の被告人となり從つて當該當選人の當選を無効だと認むるときは公訴に附帶して當選人を被告とする當選無効訴訟を提起しなければならぬ。即ち買收犯罪を檢舉し選舉事務長又は事實上の選舉事務長があげられると當選した者に響いて來るのであるから幾分かは效果があるであらう。

八、投票所の増設と混同開票の加味

投票區は市町村の區域によるのを原則とはするが、地方長官が必要と認めれば「市町村の區域を分ちて數投票區を設ける」ことを得ることとし、遠隔の地から一日がゝりで投票に行くといふ不便は地方長官の考へ一つで除き得ることになつたのである。

開票區は「數郡市の區域を合せて開票區を設くることを得」ることとした。然し開票で問題になるのは在來の法第四十九條第一項の「開票管理者は開票立會人と共に投票區毎に投票を點檢すべし」といふ點にあつた。即ち開票の點檢は買收の效果の點檢である。之を改正して「開票者は開票立會人と共に市町村其他地方長官の定むる區域毎に投票を點檢すべし」とした。政府が投票區増設と共に此混同開票の道を活用するならば選舉肅正としての效果を相當期待し得るものと考へられる。

九、住居要件の短縮と年齢の算定による選舉権の擴張

(1) 選舉人名簿登録の要件として一年以上同一市町村内に住居を有する者でなければならぬと

されたのを六月に短縮された。東京大阪京都にては從來同一區内に引續き一年以上住居を有する者を名簿に登録したのを改正法により六月以上同一市内に住居する者と變り市内各區に亘る轉住により選舉權を失はないことになつた。

(2) 年齢二十五年以上の帝國臣民たる男子は選舉權を有するが、其二十五年の算定時期は何時を以てするかは改正前では名簿調製の日即ち毎年九月十五日現在により算定し其日までに満二十五年になつて居なければならぬのであつたが、改正後は名簿確定の日としたので之は十二月二十日に該當するわけである。この三ヶ月位の繰下げの爲全國で有權者が殖えるだらうといはれてゐる。

十、不 在 投 票

不在投票は舊法よりは僅少ではあるが擴張せられた。(一) 選舉に關係ある職務に從事する者が投票區外で職務に從事中なるべきこと。(二) 引續き十日以上其投票區所在の郡市外に於て職務又は業務に從事するを例とする者其の屬する投票區所在の郡市外に於て職務又は業務に從事中なるべきこと。(三) 選舉人名簿調製期日後其の屬する投票區所在の郡市に住居を移したる者其の屬する投票區所在の郡市外に於て職務又は業務に從事中たるべきことを不在投票事由に新に加へたのがそれである。其不在投票の手續にも若干の改正が加へられたが我々の不在投票の簡易化の要求とはなほ甚だ遠いものがある。

十一、次點者の繰上げ・補闕選舉

(1) 議員の闕員が選舉の期日より一年以内に生じた場合に於ては法定當選得票以上の得票ある

次點者を繰上げて當選人とする。

改正前に於ては當選告知のあつた日から二十日以内に欠員を生じたり當選人の當選が無効になつた場合にのみ次點者繰上げを行つたのであるが、改正法では前述の如く期間を一年に延長したから一年内に當選無効の訴訟により或當選人の當選無効が確立した場合、又は議員の缺員が生じた場合次點者は法定當選得票を得た者である限り當然議員になり得る。

(2) 补缺選舉は從來同一選舉區で二人の缺員が生ずる迄は之を行はなかつたが、若し其の選舉區で再選舉が行はるゝ場合には之に併せて同時に其の議員の補缺選舉を行ふこととした。

十二、其 の 他

投票・開票選舉各立會人の届出期限の繰上げ

從來議員候補者は投票の前日迄に投票立會人を届出でればよいことになつて居つたのを一日繰上げて期日前二日迄に届出でしむることとした。即ち投票日の前々日中に届出しめて届出られた立會人の三人に満たざる場合の方法を講ずる餘地を残したのである。開票立會人も開票日の前々日まで、選舉立會人も選舉會の前々日までに届出しむることとした。

補充候補の届出期限の繰上げ

選舉の期日前七日迄に届出又は推薦届出のあつた議員候補者が其の選舉に於ける議員の定數を超ゆる場合に於て其の後議員候補者中死亡者又は辭退者を生じたときは從來は選舉期

日の前日迄に届出又は推薦届出を爲すことを得たのであるが、此の補充候補届出の期限を一日繰上げ選舉期日前一日迄即ち選舉期日の前々日までとした。

地方選舉制度の改正要項

第一 府縣選舉制度の改正

A 府縣制中の改正

- 一、人口著しく少き郡は府縣條例を以て他の郡市と合せて一選舉區と爲し得る途を聞きたること。（第四條）
- 二、服役第一次の豫備役下士官兵にして警備其の他の必要に因り召集中の者は現役中の軍人等と同様に選舉權及被選舉權を有せざること、爲したこと。（第六條）
- 三、租稅滯納處分中の者は被選舉權を有せざること、爲したこと。（同條）
- 四、議員候補者中死亡者又は辭退者を生じたる場合に於ける補充立候補届出の期限を一日繰上げ之を選舉期日前二日目までと爲したこと。（第十三條の二）
- 五、容易に投票所を増設し得るの趣意を法文に加味したこと。（第十五條）
- 六、立會人の届出期限を一日繰上げたること。（第十六條尙第二十四條）
- 七、所謂不在者投票の制度を採用したこと。（第十九條の二）
- 八、選舉會に於ける投票點檢の手續は市町村其の他府縣知事の定むる區域毎に之を行ふこと、爲したこと。（第二十五條）

- 九、議員又は當選者中議員を生じたる場合選舉の期日より一年以内は一般次點者を繰上げて之を補充すること、爲したこと。（第八條、第三十二條）
- 十、連座訴訟の手續を改正衆議院議員選舉法と同様に改めたること。（第三十四條の二）
- 十一、衆議院議員選舉法の改正に伴ひ同法を準用する規定に整備したこと。（第三十九條）

B、府縣制施行令中の改正

- 一、兵籍に編入せられたる學生々徒中例外として選舉權及被選舉權を認むべき者に海軍航空豫備學生を加へたること。（第一條の二）
- 二、郡市の區域を合せて一選舉區を設くる場合に付必要なる事項を定めたること即ち左の如し。（第一條）
 - イ、郡市の區域を合せて一選舉區を設くるは其の區域の一の人口が當該府縣に於ける議員一人當り人口の半數に満たざる場合に限ること。
 - ロ、右選舉區を設け若は廢止し又は其の區域を變更するは總選舉を行ふ場合に限り且内務大臣の許可を受くることを要すること。
- 三、所謂不在者投票に關し之を爲し得べき事由及其の投票の手續を規定したこと即ち左の如し。（第一章の二）
 - イ、不在者投票を爲し得べき事由は衆議院議員選舉に於けると大體同様の範圍に於て之を認めたること。

ロ、不在者投票の手續は選舉の期日前に選舉人自ら所屬の投票區の投票管理者に就き投票用紙の交付を受け直ちに投票を了する方法を認めたること。

四、選舉運動及其の費用に關する規定に付必要なる改正を加へたること即ち左の如し。

イ、選舉事務所及選舉事務員に關する規定を整理したこと。（第十七條、第十八條）

ロ、選舉委員の制限數を低下し有權者數に應じ之を十人（異動の場合通じて二十五人）又は八人（異動の場合通じて二十人）と爲したこと。（第十七條）

ハ、機械的勞務者の制限數に付規定を設け有權者數に應じ之を一日十五人又は十二人と爲したこと。（第十八條）

ニ、選舉運動費用の制限額算出の基礎たる單價を四十錢より三十錢に低減したこと。（第十九條）

五、府縣稅滯納處分の公平を期する爲督促狀發布の期限を具體的に限定したこと。（第三十六條）

C、府縣選舉に於ける衆議院議員選舉法の準用に關し注意すべき點

一、衆議院議員選舉法の選舉公營の規定は府縣選舉には準用せられないことを注意すべきである。

二、衆議院議員選舉法の選舉運動に關する第十章と選舉運動の費用に關する第十一章は選舉事務所の數、選舉委員機械的勞務者の數、選舉運動の費用の額以外は準用せられる。又第十二章の罰則も勿論準用せられる。從つて衆議院議員選舉法に於て改正された點は府

縣選舉に準用されることになるわけである。例へば届出前の選舉運動の禁止、演説會の辨士數等がそれである。

第二 市町村選舉制度の改正

A 市制中の改正

- 一、租稅滯納處分中の市公民は市の名譽職に就く事を得ざる事と爲したこと。（第十條）
- 二、服役第一年次の豫備役下士官兵にして警備其の他の必要に因り召集中の者は現役中の軍人等と同様に市町村の公務に參與することを得ざることと爲したこと。（第十一條）
- 三、容易に投票分會を設け得るの趣意を法文に加味したこと。（第十七條）
- 四、選舉人の年齢は選舉人名簿確定の期日に依り算定することと爲したこと。（第二十一條）
- 五、市の全部に付議員候補者届出の制度を採用し之に伴ひ立會人届出、無投票當選、連座訴訟等に關する規定を設け其の他必要な整備を加へたること。（第二十二條の二、第二十條の三、第二十三條の二、第二十八條、第二十九條、第三十條の三、第三十六條ノ二第一百四十六條等）
- 六、所謂不在者投票の制度を採用したこと。（第二十五條の四）
- 七、議員又は當選者中闕員を生じたる場合選舉の期日より一年以内は一般次點者を繰上げて之を補充することと爲したこと。（第二十條、第三十三條）
- 八、衆議院議員選舉法の改正及市の全部に付議員候補者届出の制度を採用した事に伴ひ同法

B を準用する規定を整備したこと。 (第三十九條の一等)

町村制中の改正

一、租税滞納處分中の町村公民は町村の名譽職に就くことを得ざることゝ爲したこと。(第八條)

二、服役第一年次の豫備役下士官兵にして警備其の他の必要に因り召集中の者は現役中の軍人等と同様に町村の公務に參與することを得ざることゝ爲したこと。(第九條)

三、容易に投票分會を設け得るの趣意を法文に加味したこと。(第十四條)

四、選舉人の年齢は選舉人名簿確定の期日に依り算定することゝ爲したこと。(第十八條)

五、所謂不在投票の制度を採用したこと。(第二十二條の四)

六、議員又は當選者中關員を生じたる場合選舉の期日より一年以内は一般次點者を繰上げて之を補充することゝ爲したこと。(第十七條、第三十條)

七、衆議院議員選舉法の改正に伴ひ同法を準用する規定を整備したこと。(第三十六條ノ二)

C 市制町村制施行令改正に伴ひ注意すべき點

一、選舉委員の制限數を低下し有權者數に應じ之を八人(異動の場合通じて二十人)又は五人(異動の場合通じて十五人)と爲したこと。(第二十九條)

二、機械的労務者の制限數に付規定を設け有權者數に應じ之を一日十二人又は八人と爲したこと。(第三十條)

三、選舉費用の制限額算出の基礎たる單價を四十錢より三十錢に低下したこと。(第三十一條)

D 衆議院議員選舉法の準用に就いて

一、府縣選舉と同様に選舉公營は行はれない。

二、選舉運動並に選舉運動の費用に關する衆議院議員選舉法の準用及罰則の準用等府縣制の場合と同様である。

—(終)—

昭和十年八月十日 印刷納本

【定價十五錢】

送 料 二 錢

昭和十年八月廿五日 發 行

東京市芝區南佐久間町一ノ五五

社會大眾黨出版部

複製
不許

編纂發行及

印 刷 人

學

發 行 所

東京市芝區南佐久間町一ノ五五
社會大眾黨出版部

電話芝(43)二二〇三番
振替東京四六六四九番

農家食料

特輯 合組民農國全
編會合聯縣渴新


は如何に保證されたか

一冊二十錢

- 第一輯 ★ 人權蹂躪問題と無產階級
- 第二輯 ★ 地方財政は破産する？
- 第三輯 ★ 國債利子二ヶ年支拂停止
- 第四輯 ★ 變動期の農村運動
- 第五輯 ★ 最近の労働問題と
労 動 運 動
- 第六輯 ★ 無產階級の新地方政策

.....★定價各冊 15 セン

△ 社會大衆黨パンフレット △



華 花 開 緑

萬葉集

5 セン

